

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号				
不利益処分の種類	介護老人保健施設の管理者の変更命令	根拠条項	第102条				
処 分 基 準	<p>(1) 介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不相当であると認めるとき</p> <p>(2) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）</p> <p>(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO	9